

# 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 29 年度第 2 回）議事要録

## ○日時

平成 29 年 8 月 16 日（水）10 時～12 時 30 分

## ○場所

西宮市役所 本庁舎 8 階 813 会議室

## ○出席委員

北野会長、吉田副会長、安東委員、尾崎委員、近藤委員、柴田委員、清水委員、関本委員、高田委員、玉木委員、塘委員、西田委員、原委員、藤田委員、本郷委員、三浦委員、室委員、森裏委員

計 18 名

## ○傍聴者

5 名

## ○会議次第

1. 開 会
2. 傍聴の許可
3. 議 事  
（1）西宮市障害福祉推進計画（骨子案）について
4. 閉会

## ○資料

- 資料 1 西宮市障害福祉推進計画（骨子案）
- 資料 2 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 29 年度第 1 回）議事録
- 資料 3 西宮市障害福祉施策推進懇談会（平成 29 年度第 1 回）議事録

## ○議事要録

会長

本日は骨子案について事務局より一括して説明いただき、終了後に委員の皆さん全員にご意見をいただきたい。質問や重点的な取り組みについて、どの部分に関してということについて意見・質問をまとめてご発言をお願いしたい。

事務局

【資料1 西宮市障害福祉推進計画（骨子案）に基づき説明】

会長

第4章以降は次回素案が出てくるということである。今回は第3章までの部分についてご意見をいただくことになる。特に第3章の「重点的な取り組み」としての1～6の内容について、前回ご発言いただいた内容を踏まえたものになっているかの確認も含め、どのような計画になっているかということも踏まえながらご発言いただきたい。

委員

3点発言したい。1つは「重点的な取り組み」のなかの、(3)就労と賃金向上に関する支援の充実にかかわる部分であるが、平成24年～29年の西宮市障害福祉推進計画では関連部局の取り組みも盛り込まれていて、福祉部局だけでは完結しない記述があった。そういう視点が大事だと思う。具体的には、就労支援の相談について、高齢の人や女性など障害だけではないが特別の対象を含めると市内に8つほど窓口がある。しかしそれぞれの相談支援の窓口はタコソボのような形で、それぞれでされている。あんしん相談窓口は、障害種別ではなくて横のつながりができる仕組みを作ったということで画期的だと思う。同様に就労支援についても横のつながりがあると良いと思う。三重県の松阪市や静岡の富士市などでは、就労支援の相談窓口を就労困難というくくりで、総合的に取り組んでいる事例があると聞いている。市内には多くの就労支援の窓口が立ち上がっているのもう少し横つながりの観点があると良いと思う。

もう1点は就労について、すべて賃金という呼称になっているが、工賃という用語は雇用関係になっていない用語、賃金は雇用関係である。賃金というのは微妙な表現であるので、きちんとした表現で整理されるなら一つの見識だと思うが、検討いただきたい。

3点目は小さなことだが、第5章の「計画の数値目標」に放課後等デイサービスのことが書かれている。計画の読み方について、すでに目標達成しているというニュアンス、確保済みというニュアンスだが、これは新規については抑制するという意味で読んでよいか。

会長

委員のご指摘の中で大きな問題は、就労困難なさまざまな方々を含めた就労支援の部分で、生活困窮や高齢者等を含めた労働関連部局の取り組みの横のつながりを含めた全体的なビジョンを持ってないかという提起であった。2つ目は賃金と工賃という用語について、正確な定義の中で用

いられているのかという指摘であった。3つ目は次回の課題にもなるが、設置できているというときに、これ以上増やさないという方向があるかどうかについてである。事務局よりお願いしたい。

#### 事務局

1つ目のご指摘について、窓口の連携の必要については、(3) 就労と賃金向上に関する支援の充実の部分で書いているように就労支援機関の連携は必ず必要になると思うので、引き続き連携して進めていきたい。

2つ目の賃金、工賃についてであるが、B型では工賃となっているが、それにかかわらず幅広く賃金とさせていただいた。不適切であれば修正したいと考えている。

#### 事務局

3つ目の放課後等デイサービスについてであるが、国の目標は少なくとも1か所以上重症心身障害児を支援するサービスを確保するという意味であり、その意味では事業所があるということで確保済みと表現しているが、今後同様の申請があった時に抑制するという意味ではない。

#### 会長

委員のご指摘はハローワーク等も含めた行政間の連携についても含むものだと思うので、ご検討いただければと思う。

#### 委員

「重点的な取り組み」の(4) ライフステージに応じた療育・発達支援の充実について、「障害児支援サービスの充実」というところで、こども未来センターからのアウトリーチや情報交換を積極的に行っていく中で、事業所との連携を深めて質の向上を図っていくとあるが、障害児の保護者の心のケアや教職員の理解も併せて質の向上をしっかり行っていただきたいと思う。「インクルーシブ教育システムの構築」のところで、教職員や保護者の話が出ているが、地域との交流や大きな取り組みの中で切れ目のない支援体制をうたうのであれば、子供が小さい時期からの支援のあり方を考えるのは大事だと思うので、そのことを要所要所で考えていただけると良いと思う。

第5章の「計画の数値目標」の障害児支援の提供体制の整備について、こども未来センター等児童発達支援センターについて新たな目標設定は行わないが支援の充実に取り組むと書いてあるが、現在予約が取れない、受けたいトレーニングは診察を受けて半年待つ、様子を聞いて半年待つ、予約が回ってくるのをまた待つということで、受けられても半年のクールで区切られて延長したくてもできない状況が慢性的に続いている。サービスの提供を待ち続けて、あきらめて民間のデイサービスを利用したが、サービスにばらつきがあり、非常に親が悩んでいるのが現状である。市では公立幼稚園も減っており、こども未来センターや北山学園などの子供のころから関わる場所の役割が大きいので、もう一度サービスの向上をどのように行うかを検討した上で記載をお願いしたい。

保育所等訪問支援についても、私立の幼稚園については訪問支援などのサービスは皆無であり、

障害者支援については理解が少ないことを実感している。私立についても声を上げて行って、全体でいろんな子供がいて、支援が必要だということを盛り込んでいければと思う。

また、「医療的ニーズへの対応」についてだが、放課後等デイサービスについて目標としての数は確保されていると思うが、質の部分で重度心身障害や療育手帳のA判定などいろんな方がいるが、事業所によってはうたっていることと異なり訪問してみると断られることも多い。この部分で親も憤りを感じているが、一定のデイサービスの質のラインや内容についての指導が全くないのが現状だと思っており、訴える場所がないのが親にとってもつらいことである。邪険に扱われていても利用しなければ親が見きれない、子供が時間通りに過ごせないということで我慢している親が多いので、確保済みで目標設定を行わないのではなく、質の向上や市の課題として検討していただきたい。

会長

「障害児支援サービスの充実」について、保護者や教職員への支援や情報交換について、すべての項目できちんと計画に入れてほしいということである。もう一つはこども未来センターの現状として、予約待ちが多くて使いにくい状況がある。待機状態が長すぎるということで本当に機能しているのかという意見である。大きな問題であるので、内容、質をどうするかが問われている。コメントがあればお願いしたい。また児童発達支援事業と放課後等デイサービスについて、医療的ケアの問題や質を担保できる取り組みが必要ではないかという意見であった。事務局から答えられる範囲でお願いしたい。

事務局

ただいまのこども未来センターの予約が取れない状況だが、初診までの待機期間が昨年度末現在で約6ヶ月発生しており、医師・セラピストの増員により診療体制の充実を図っている。6ヶ月の期間においても相談支援については随時行って継続している。29年度の新規事業としてペアレント・プログラムとほっこり広場を実施している。これは保護者が子供の行動の理解の仕方を学び自信をつけ、不安を和らげるための取り組みである。リハビリのクールについては、当センターでは約半年のクールで実践した後に家庭に実践したことを持ち帰って親子でどのようなことができるかを考えていただく期間と捉えているのでご理解いただきたい。今後とも体制の充実を図っていくのでよろしく願います。

事務局

放課後等デイサービスについては、研修や放課後等デイサービスへのアウトリーチを進めていくことを強化しており、質の向上を図っている。自立支援協議会のこども部会にもこども未来センター職員が参加しながら質の向上について話を進めているところであり、こども未来センターとしての役割をしっかりとやっていきたい。

会長

保育所等訪問支援について、私立の幼稚園では全く理解がないのではないかという指摘もあつ

たが、これについてはどうか。

#### 事務局

保育所等訪問支援事業については、こども未来センターのアウトリーチとして私立であっても公立であってもこども未来センターの職員として支援を強化していきたい。私立についても同様に強化していきたいと考えている。

#### 会長

その方向で是非やっていただきたい。

#### 委員

2点意見を言いたい。兵庫県の障害福祉課が中心になった障害者の暮らしに関する検討委員会の委員をしているが、先日知的障害者の地域での高齢化の問題を考える中で、阪神間でのアンケートの集計を目にすることがあった。今回の西宮市障害者等実態調査と同様に、どこで暮らしたいかという質問について、「今住んでいるところに住み続けたい」という回答が最も多かった。今住んでいるからその生活を望んでおり、施設入所の方については施設で住み続けたいという人が大半だと思う。その意味では、チャレンジする機会が不足している、そういう取り組みがあればこの回答も変わってくるのではないかと思う。機会、チャレンジを設けていくということを計画に設けていけないかということが1点である。

もう1点は、県と西宮のアンケートを見ていると、不安というのがキーワードになっていると感じる。介助者についての不安は文言としてあるが、当事者の不安がなかなか現れてきていないのを印象として感じた。何が不安と聞かれて、何かわからないが不安ということはたくさんあると思うし、そういうところに寄り添えるような計画や西宮市としての取り組みを考えていかねばならないと感じている。その意味で相談機関の認知度が低いということはアンケートでも示されており、かかりつけになれるような相談員をどう増やしていくか、身近にそうした関係性をどう作っていくかということを考えていく必要がある。周知という言葉で片付けられることが多いが、周知の方法や、共生というキーワードがある中で相談支援を、具体的にどう有効に使っていかせるかを明記できると良いと思う。

最後に、先日、福岡県朝倉市が豪雨でひどい被害を受けて私も駆け付けた。避難勧告が出れば避難所に障害者の方がいたりするが、かなり早い段階で、いろんな話を聞いてくれる相談員が入っていたりして、体制が整っていると感じた。災害についても支援体制の充実という言葉ではなく、不安に対する安心に結びつくような計画になっていると、寄り添えるものになると感じた。

#### 会長

当事者の不安や意思決定について、相談支援について周知徹底と言っても、本人がどのように相談できるかについて具体的に踏み込んだ表現があるのではないかということであった。その方向で検討いただければと思う。また、高齢の障害者の問題について、重点項目としている市町村

も出ている。今住んでいるところで暮らしたいのが障害者の思いである。家族については、父母が亡くなったらどうするかという大きな問題があり、本当に暮らし続ける仕組みをどう作るかは大きなテーマである。入所施設の方は、今住んでいるところで暮らし続けたいと感じている中、どうチャレンジの機会をつくるかという大きなテーマをいただいた。

#### 委員

障害の問題と高齢の問題は、高齢障害者という形で課題となっている。

#### 会長

高齢の障害者問題というのは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を使ったりする中で、サービスの継続性や相談支援の担い手の問題が課題となっている。西宮で、生活支援の仕組みを行政が持っているのは大きな事であり、しっかり活用して総合的な相談として民間も含めて展開していただければと思う。

#### 委員

1点目が、精神障害者保健福祉手帳の年齢別と疾患別の資料は、現状認識として大事な資料であるので、計画にも明記されたいと思う。第4章「分野別の取り組み」についてだが、現在の問題を踏まえて記載される中で、平成35年までの推進計画なので、年度別のスケジュールを次回委員会に出してほしいと思う。数値目標については、第4章についても数値で表せるものがあればぜひ資料として頂きたいと思う。

#### 会長

県からの精神のデータをできるだけ個人が特定されない形で掲載する方法がないかということと、分野別の取り組み等について、各項目の年度別のスケジュール感のあるものと数値を明確に出すことができないかということで、要望として聞いておくということによろしいか。その方向を踏まえて検討いただければと思う。

#### 委員

前回の西宮市障害福祉推進計画と今回の骨子案を比較したがそれほど大きく変わってはいないと感じた。構成については特に意見は無いが、書かれているように、西宮市の課題というところでも、私がこれまで言ってきたことは書いていただいている。したがって文章的には良いかなと思うが、宿題になっている数値目標や推進の仕方など、具体化するにあたってどのように計画を立てて推進体制を構築していくかが問題である。西宮市は人口50万の大きな都市だと思う。その中でいろんなサービスの種類はあるが、量的には全然追いついていないのが実感だと思う。知的障害のサービスに関わっているが、緊急ショートステイのニーズや親の高齢化の問題などせっぱつまっている状況にあると認識している。行政だけの責任ではなく、携わる事業者の責任でもあるだろうし、事業者が使命感を持って課題に取り組んでいくことが大事だと思うので、官民連携して取り組んでいける計画になると良いと思う。

質問だが、地域生活支援拠点整備ということが最近言われているが、50万都市において拠点整備についてこの1か所のままで行こうとしているのか、こども未来センターと同様の問題かもしれないが、圏域設定等想定されているのかどうかお聞きしたい。

事務局

拠点については、国の方から必要な機能が示されているが、その機能をどう満たしていくかも含めた議論になると考えている。現段階で圏域設定など具体的には考えていないが、自立支援協議会での意見も頂きながら検討していきたいと思う。

委員

本市は人口が多いので、サービス充足率という点では他市とは異なる問題があると思うので、きちんと考えてほしいと思う。事業は網羅されているが量的なもの、また北部と南部のエリアの問題もあるので、そこで1か所ということは厳しい。利用のニーズに対しては全然足りないと思う。計画を進めるにあたっては少しでも進められるように、底上げ的に計画が進むようにと思う。

会長

委員がいつもご指摘のグループホームについてはこういう表現でよいか。

委員

今後の委員会を楽しみにしている。

委員

災害時の支援体制の整備のところで、インターネットが使えない人や、民生委員と繋がっていない65歳以下の人及び1・2級以下の障害者手帳を持っている人、そういう人の支援をお願いしたいと思う。

会長

インターネットが使えない人の情報保障など、いろんな状況を設定して漏れのない支援体制をお願いしたい。大事なところなので具体的なイメージを持ってほしい。

委員

「重点的な取り組み」の(1)相談支援・権利擁護支援体制の充実で「計画相談支援の質の向上」とあるが、量的にも足りないのではないか。障害児相談支援事業所においては、他で断られたとか、障害児はやっていないと言われたという話をよく聞く。現在では半年以上待っているという話も聞いており、セルフプランでしのぐということもあるかもしれないが量を増やすことも重要である。

(2)地域での暮らしを支える生活支援の充実の「障害のある人を支援する人材の確保」について、ハローワーク等と連携するとあるが、福祉の分野に目を向けてもらえるよう、高校や大学

に出向いて行って、関心を持ってもらうことが大事だと思う。学校教育との連携等考えてもらえればと思う。

「災害時の支援体制の整備」について、福祉避難所がホームページには40数か所出ているが、どこにあるかが一般の人にわかるだろうかと思う。高齢者や障害のある方等にわかるようにしていただければと思う。以前防災マップが全戸配布されていたが、そこに記載するなど誰が見てもすぐにわかるようにしてほしい。

(4) ライフステージに応じた療育・発達支援の充実について、児童発達支援、放課後等デイサービス等については書かれているが、短期入所や移動支援についてはもっと必要だと思う。保護者が困っていても短期入所をしたくてもできない状況がある。困った末に神戸の方に引き受けてもらったこともある。児童の短期入所の受け入れを増やすことや補助をすること等を検討してもらえればと思う。

最後に、「インクルーシブ教育システムの構築」の中で合理的配慮の基礎となる環境整備という表現について、ハード面と人的配置という面の両方が環境整備という理解でよいか。

## 会長

障害児の計画相談支援について量的な拡充が必要ではないかということ、人材の確保について、担い手が不足していたり継続しないことが大きな問題であり、学校教育との連携、出前講座等によって推進できる仕組みを次回には具体的に入れた形をお願いしたい。また、災害時の福祉避難所について、どこにあってどのように周知されているかという問題である。福祉避難所はバリアフリーの問題も含めて福祉関係の施設が担っていることが多く、利用者がいるところに他の人が行くとなると、キャパシティの問題等も出ていると聞く。具体的にどのように活用するかを固めておかねばリアリティのない話になってしまうので、どのような人が利用するか想定も含めて情報提供等検討いただきたい。また児童の短期入所の充実や、インクルーシブ教育の中で合理的配慮の基礎になる環境整備はどこまでを含めるものかということがある。国の資料では環境整備のなかに人的配置も含めてすべて入っている。ただ、そうすると何が合理的配慮なのかとも思う。環境整備と合理的配慮の両方をどう進めていくかは大きな問題である。

## 委員

「重点的な取り組み」の(5) 共生社会の実現に向けた理解の促進について、「障害のある人の理解促進」のところで、言語についての記述が足りないと思う。前回の委員会で手話・言語条例について検討してほしいという話をした。障害福祉施策推進懇談会の時にも手話・言語条例は必要という意見をお伝えした。改めて説明したいと思うが、障害種別はいろいろあり、手話だけを特化して条例が必要か、情報・コミュニケーション条例や差別解消法でカバーできるのではないかという意見があった。なぜ手話・言語条例が必要かを聴覚障害者の立場で発言する。今回の策定委員会のなかにも障害当事者の委員がいるが、障害種別はいろいろであっても母語は日本語である。当事者以外も同じである。日本語で考え、日本語で意見を言っている。コミュニケーション手段が日本語の音声言語となっている。しかし手話を言語としているろうあ者の母語は手話である。手話で考えたことを通訳者が日本語にして皆さんに伝えている。私とみなさんとは母語と



している言語が違うということを知っていただきたい。手話と日本語は全く違う言語体系である。私の手話を通訳するので相互理解ができる。もしこの場で手話通訳者がいなければ筆談でのやり取りになる。私は聾学校で日本語を学び手話は学んでいない。私が教育を受けたころの聾学校では手話を使うことは禁止され、見つければ教員にとっても怒られた。社会に出た時に困るからという理由である。しかし口話を読み取ったり下手な音声で話すことは苦痛でしかなかった。また高齢のろうあ者のなかには日本語を身に付ける機会がなく、日本語の文章の理解ができない方もたくさんいる。手話と日本語の関係はみなさんの日本語と英語の関係と考えてほしい。皆さんも学校で英語を学ばれたと思うが、この場で英語で意見を述べよといわれたらどうか。日本語と比べると十分に話ができないのではないかと思う。私も日本語で意見をまとめるより手話で考える方が楽である。だからろう者は学校で手話を禁止されても教員の目を盗んで友人同士で手話で会話していたし、周りから白い目で見られても使うことを辞めずに大事にしてきた。その手話は言語であると国連で2006年に採択されて以来、日本も批准に向けて関係法規を見直し、障害者基本法のなかに手話が言語に含まれると明記された。障害者総合支援法、障害者差別解消法が制定されたが、具体性に欠けるため、聴覚障害者が生活しやすい環境づくりのために条例を作ってほしいと思うし、私達への理解も深めてほしい。聴覚障害者が生活しやすい西宮市をつくってほしい。

#### 会長

障害者の権利条約では手話を言語として認識したということが示されている。それを踏まえて制作・計画を進める上で手話を言語として示した条例を作ってほしいということのご発言であった。ご検討をお願いしたい。

#### 委員

私は民生委員としてここにいるが、民生委員委員会は障害のある人も高齢の人も地域のなかで安心して生活できるようにいろんな専門的な勉強を専門部会に分かれてやっている。その中で障害の方への理解や症状の理解も含めて勉強している。700人いるのですべて同じ考えとは言えないが、そういう共生の地域社会に移行する時に地域での暮らしを支える人材の一人として頑張っていこうという決意はみな持っている。ここにいる皆さんは障害の当事者であったり理解のある方で言わなくてもわかることだが、地域では若い人はこども未来センターのようところで学んで共生しながら取り組んでいるし、母親も真剣に取り組んでいる。しかし、我々の世代や少し上の世代では、いくら地域に移行されてもそのことを表に出さない人が多い。それが地域というものである。地域にみんなが住んでいるが、みんな理解があるかといえれば必ずしもそうは言えない。理解のある人が7割、8割となるよう運動していくことが私たちの役割と考えている。例を挙げると、閉じこもっている人がいる家に民生委員が訪問しても戸を開けない。両親は勤めていて祖母と一緒に住んでいるようだが、昼に行ってもいない、夜に訪ねても関わられたくない、関わってほしくないと言われる。どうやって心を開いていただけるかが私たちの課題である。

災害時について西宮市では地域避難支援制度というものがあり、26くらいの自治会が入っている。地域避難支援制度に入るにあたって、障害のある方の名簿が支援団体に渡されてくるように

なっているが、地域のなかでは障害者ではなく住民の一人として扱っている。地域の避難訓練は自治会に任されている。その中でこういうことをした方がいいという意見に基づいて取り組んでいる。階段のある家では担架で運びおろす練習や、障害のある人のところでは近所の何人かが迎えに行き声をかけて手を貸す、そういう訓練をやっている。しかし参加しなければ伝わらない。参加しない人にどう参加してもらおうかが民生委員としての問題である。助かる命であれば助けたいと思うし、助けてほしいと思う人は助けたいと取り組んでいる。皆さんと私は立場が異なると思うが、行政との間に立って、行政もやっていることについて発言させていただいた。

#### 会長

共生社会をどう作るかというところで、地域のなかでは、まだ障害を隠している方もいるという状況がある。隠すということについて、地域の住民の1人として対応してもらえると家族が思えば隠さなくてもよいが、とてもそう思えない状況の中で、いかに地域で差別・偏見をなくしていくかという大きなテーマがある。共生社会の実現に向けて考えていく、特に虐待・差別の問題があれば対応できる仕組みを作っていく必要があると思う。災害時の問題についても、きちんとやっている地域がある中で、差別・偏見の中で参画することを希望しない障害者について、地域の差別・偏見をどうなくしていくかが大きな問題であり、できるなら地域の民生委員等の住民の会と当事者の会が連携して取り組むようなことが計画でもうたわれると良いと思う。

#### 委員

「重点的な取り組み」の(2)地域での暮らしを支える生活支援の充実の「障害のある人を支援する人材の確保」について、大学での専門教育に携わる立場として、福祉希望の学生が年々減少しているのが現状である。社会福祉士も介護福祉士でもある。そういう状況でどこから教育をしていくかが問題になる。小中学校で体験のようなことをしているが、それでも進路として選ぶ人は少ない。足りないということだろうと思うのでそこを考えないといけない。舞鶴などではお金を出すから学校に行けというところも出ている。授業料100万円支援といった制度である。専門職として地域に帰ってきてくれるならということでもそういう制度でもしなければならぬ状況が生まれている。西宮市としてどういうことを考えるだろうかと思う。

地域移行支援についてだが、犯罪者について触れているところがない。一定数障害のある方がいると言われている中で、そういう人の地域での受け入れについて、分かるような表現があってもよいと感じた。

#### 会長

人材確保について大きな課題だが高等教育の福祉関連では学生が集まらない実態があり、福祉学部を閉鎖した大学もある中、学校教育との連携で小中学校や高校との取り組みも一つだし、高等教育を市としてサポートする仕組みをとれないかという提案であった。もう一つは触法障害者の地域移行の支援について、今のところないが、今後恐らく分野別の課題になるかもしれないが、取り組みを示していただければと思う。

## 委員

地域生活支援拠点の機能を引き続き整備していただくというところで、方向性としてはこの計画でよいが、中身を具体的にこういうものもいっぱい入れてもらえるんだろうなという希望的な解釈をしている。「重点的な取り組み」の(1)相談支援・権利擁護体制の充実で、地域生活支援拠点の機能、緊急対応の部分では成人の短期入所の受け皿も少ない状況である。緊急に対応できる資源の整備が必要なのはもちろんだが、まず相談支援専門員に相談できる体制があれば、いろんなところにつながると思うが、その部分で人数が少ない、事業所に1人だけというところもあると聞いている。サービス等利用計画は9割がたできていると聞いているが、モニタリングがきちんとできているかは疑問で、困っている人も多いと聞く。相談員の量を増やすこと、専門性の向上などについて計画に具体的に盛り込まれると良いと思う。

グループホームの整備について、数値目標も挙げられると良いと思う。またグループホームだけではなく、いろんな暮らし方ができるというところで、一人暮らしを始める重度障害の方もいる。そこで24時間の支援体制づくりであったり、グループホームでは家賃補助が付くが、一人暮らしではつかないのでその部分の支援などができると良いと思う。また、高齢者に限らず、医療的ケアのニーズや強度行動障害の人には手厚い支援が必要になる。そこへの加算をつけること等は考えられないかと思う。

共生型サービスが新設され、障害福祉サービスと介護保険サービスの相互乗り入れが可能になったと聞いている。人の問題で言えば、介護保険施設の支援員の人に障害者にも対応できる研修や、障害福祉施設の支援員に高齢者に対応できるような取り組みなど、共生型という仕組みをうまく使えるようなやり方を考えていただきたいと思う。

最後に、(5)共生社会の実現に向けた理解の促進の「差別解消の推進」について、本当にまだまだ障害者への理解が進まないのが社会の現状だと思う。必要な啓発を行うと書いてあるが、行政として具体的にどういう啓発をされているかお聞きできればと思った。以上である。

## 会長

地域生活支援拠点の整備について国の言う機能のうち緊急対応や相談支援体制をしっかりとやってほしいということであった。また受けた相談について一定の緊急対応、短期入所を含めた対応をしっかりと取るということ、グループホームや1人暮らしの重度障害者の支援や家賃補助等について検討してほしいという意見があった。また差別解消への具体的な取り組みについて事務局からお答えいただければと思う。

## 事務局

差別解消の取り組みについてだが、差別解消法について、市のホームページ等による啓発、市の広報番組での紹介、事業者への説明会、リーフレット等の作成・配布等がある。今後については、自立支援協議会で具体的な不当な差別や合理的配慮の問題等の事例集約を行っている。また、障害理解推進のために配慮が必要な方に対するマークについて、どのようなマークがあるか等の広報を考えている。

## 会長

一人ひとりに応じた支援の仕組みと、共生型サービスを展開するための中身の担保についての意見もあったので、ご検討をよろしく願います。また、必要な啓発については今後具体的にどうするかを展開していただければと思う。

## 委員

「重点的な取り組み」の（3）就労と賃金向上に関する支援の充実について、先に賃金の用語について指摘があったが、文章の中で、福祉的就労支援事業を通じて優先調達の推進等による賃金向上に取り組みます、という文面について整理が必要だと思う。福祉的就労は、就労継続支援A型は対象外であるのに賃金という用語があること、前回も話題になったマスコミ報道された高額随意契約の問題について、優先調達で同様の問題を生みかねない表現になっていると思う。

もう1点は、地域生活支援拠点について面的整備を進めながら第2、第3を考えていくというところで、大きな建物をつくるのではなく地域の力を使いながらということになっていくと、地域によって差が出てきてしまう。力のあるところが先行して、地域の力の弱いところが置いていかれるという状況になると思うし、そういうところほど拠点や支援が必要だと思うので、地域とのかかわりについて工夫をいただければと思う。

## 会長

賃金という表現について、今の記載でよいかについて質問があった。また優先調達の推進について、過去の問題も踏まえた表現を考えてほしいということである。2つ目は大きなテーマであり、面的整備として1圏域で考えるなら、別の問題があるが、圏域を分けるなら地域によっての差が大きく、拠点整備をしやすい、しにくい地域ができてくる。しにくい地域ほどしっかりした支援が必要だという指摘であり、そういうことを踏まえた展開を考えていただきたい。

## 委員

第3章の3「計画の体系」はしっかりできていると思うが、4「重点的な取り組み」以降で不安がある。振り返ってみると、2002年からあんしん相談窓口ができ、官民協働の仕組みなど基本的な考え方を整備してきたつもりだったが、今になってその思いが薄れてきたのではないかということが全体的な評価として見えてくる。（1）相談支援・権利擁護支援体制の充実についても、取り組みの方向性としては事業者間の連携を図るとか支援体制を強化する等書かれているが、誰のための何のためのということが示されていないということが残念だと思う。1番目は相談体制の充実と書きながら、最後は計画相談支援の質の向上となっている。しかし計画相談支援はいろんな支援のツールの一つであり、具体的な一人ひとりの思いや希望、困りごとにこたえていく、寄り添っていくことが大事である。意思決定ガイドラインも含めてどうしていくかが抜けているのではないかということが1つである。

2点目は人材確保について、東京のある団体の取り組みで、法人が集まって大学1、2年生対象に説明会をしたり、インターンシップとして学生に交通費を出して施設体験をしたりという具体的な取り組みを積極的にやっている。いい人材はそういうところに行ってしまう。人が来ない

のは待っているから来ないのであって、人材は確実にいるのでその人をどう来てもらうかを考えたい。

災害時の支援体制については、今言われているのは避難準備指示が出た時に、高齢者や障害者は避難するように言われているにもかかわらず、具体的な指示すら西宮市はできていないということから手を付けるべきだと思う。

こども未来センターの説明など聞くと、アウトリーチと訪問事業の意味合いが全然違う。今日の説明は訪問事業の範疇の動きであって、アウトリーチではないと認識した。

インクルーシブ教育では8月4日に神戸新聞で学校基本統計の速報値が出ており、権利条約を批准した後の2014年でも兵庫県内の特別支援学校の在籍者が300人増えている。全体で5,595人である。多くは高等学校で軽度の発達障害の方が通っている。どこでも特別支援学校の新設を計画しているところが多くある。国の会議でも県の会議でも市の会議でも指摘しているが、実際にやっていることと計画に打ち出していることとの整合性が見えてこない。インクルーシブ教育を本気で進めるのかどうか、きちんと考えていきたいと思う。

最後に、「差別解消の推進」について、先ほどの委員の発言は重く受け止めなければならないと思って考えている。ただ、西宮は遅れていて、少し乱暴な言い方をすれば後出しじゃんけんで負けたらダメだと思う。どうせ後からつくるなら、条例をきちんと整備していただきたい。人口60万人の鳥取県で、鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例を作っている。最初に手話・言語条例を作ったのが鳥取だが、それだけでは全然ダメで、差別解消や合理的配慮の推進をみんなが進めていくための条例を作ったものである。西宮もそこに向かってきちんと条例化をしていく必要がある。行政の方の中には条例をつくることが目的ではないと言われるが、条例は市の法律であり、法律に基づいているんな障害に対する啓発や社会教育を進めていく上では、非常に強いツールになる。明確に差別解消を進めていくためには条例化をしていくという具体的に踏み込んだ形で書いていただきたいと思う。

## 会長

本人中心ということが誰のための何のためのということが不明確という指摘があった。こども未来センターについてはアウトリーチについて、希望に基づく訪問事業だけのイメージなのかそれ以外も含むのかについては回答をお願いしたい。

## 事務局

保育所等訪問支援事業については保護者の依頼によって学校にも行くものである。それを含めて、アウトリーチとは異なるものだがしっかり地域での支援体制を整えていくということをやっていく、どちらも充実していくという趣旨である。

## 委員

アウトリーチが正しく理解されていないものに使われているケースが多くて、保育所等訪問支援事業についても、学校や保育所でオーダーが入って初めて動ける。しかしアウトリーチというのはオーダーがなくても客観的にみていたり困っていることの情報が入った時点で対象に向かっ

て行う手法である。オーダー待ちではないということの確認をしたかった。

#### 事務局

ご指摘はその通りである。

#### 会長

特別支援学校については軽度の発達障害も含めてどんどん生徒が増えている。インクルーシブ教育とは矛盾していることについて、大きなテーマであり市としても検討しなければならない。普通学校の中でインクルーシブな仕組みを作っていく中で、必要な仕組みが普通学校にできていけば、特別支援学校が増えることはないと思うので、きちんと考えてほしい。また、差別解消・共生条例についてはそれをしっかり検討してもらうことについての意見であった。

#### 委員

個別については加えることはないが、計画の構造として、第3章の「計画の基本理念」や「計画の基本目標」について、前回計画と全く変わっていない。基本理念は3年ごとに替わるのはよくないだろうが、基本目標については若干の付け加えが必要ではないか。前回計画の策定時は5年くらい前である。その後、5年の間に自立支援協議会で議論を進めており、ケアの対象ではなくエンパワメントの対象であるということ、本人中心の支援を行うこと、相互主体化による共生社会の実現を図るといふことの3つを、明確に入れてほしい。そうでなければどこの自治体とも同じだと思う。私の提案として基本目標の1は一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らし続けられるまちの実現、2は自立・社会参加・自己実現に向けた本人中心の支援の充実。3は障害のある人もない人もともに取り組む共生のまちづくりの推進、といった形でエンパワメントや本人中心支援、相互主体化による真の共生社会の実現といふこの5年間で協議してきたことを計画に反映してほしい。それを踏まえた「重点的な取り組み」の中で、「相談支援体制の充実」の最後に、本人中心支援の充実を図るとか、地域生活支援拠点整備に「安心して住み続けられる社会を目指す」といった物語性を重点的な取り組みには書き込んでいくべきではないかと思う。

#### 会長

前回にご指摘いただけると良かったが、「計画の基本目標」の部分について今の提案も含めて、委員の文章も出していただいてまた議論をお願いしたい。ご指摘のように本人中心やともに取り組んでいくという姿勢を明確にした表現を入れることは大事なことだと思う。

#### 委員

「重点的な取り組み」の(3)就労と賃金向上に関する支援の充実のところ、これから地域で生活をしていくことを考える上で、就職や働くことは大事な部分である。地域で暮らしていく、生きていくだけでなく、地域の役割や生きがいなど主体性を持って生きていく上で就労は大事なテーマとなる。その中で、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する数値目

標について、平成 28 年度実績の 1.5 倍が目標値となっているが、就職することは大事だが、数が多ければよいというものでもなく、最も大事なのは就職する基盤があって、きちんとマッチングして長く働くことである。その数字が右肩上がりに増えていく。74 人となると、前は 2 倍にせよと言うことで 24 から 48 に増え、更に 1.5 倍というのが現実的な数字だろうかということが一つ。また数字だけなら来年度法定雇用率が上がることで、企業でも障害者の雇用ニーズが上がっていくことになり、事業所も加算がつくということで、本人の希望などをきちんと踏まえないミスマッチが起こらないか心配がある。

我々では、西宮市内で障害者雇用を体験する事業を始めている。企業が障害者をちゃんと理解して、一人の人として受け入れてほしいとお願いしているが、企業の方も数字だけを追うと結局定着しない、本人がつかなくなるのが目に見えてきて怖いと思う。そうならないようにということで、1 年後の職場定着率の目標があるが、1 年後 80% という目標でよいのかどうか。1 年後退職しなければその数字に入るだろうが、お互いに気持ち良く働いている状態が大事である。企業としては障害者の理解、同意がちゃんとあるか、会社として定着支援の受け入れ態勢があるか、我々のようなジョブコーチの支援が入れているか、本人に働く気持ちがちゃんと持っているかなどが重要である。そういった点について、当事者には学齢期からきちんと取り組んでいく、企業にも我々の現在行っているような雇用促進の取り組みをしながら定着させていくというのが、これからの 3 年間になると思う。

それを踏まえての記載になるが、就労支援の一環として市役所においても知的・精神障害者を臨時雇用として取り組むということについては今も行われている。それを充実させるとともに正規雇用に向けて取り組むとされている。他市でも身体以外の障害の方を正規雇用として雇う動きが出ているように、西宮市としても正規雇用でということ平成 24 年に始まった時からお願いしてきた。西宮市も障害者を企業として雇う立場として、臨時雇用のノウハウについて、事業所や障害福祉以外の課との連携が大事になってくる事業だと思う。しっかり話をしながらきちんと市として知的・精神障害者の方を正規雇用して、長く働ける環境づくりや、職員が障害者を理解しているモデルとなるような取り組みをしていただけると良いと思う。

## 会長

今後、西宮が就労支援を積極的に進めていく中で、市役所の臨時雇用から正規雇用に展開していく中でノウハウを持っているところと連携して充実したものにしていくこと。数値目標があるが、数値の問題だけでなく本人のエンパワメントされた就労になっているのか、法定雇用率が上がることで企業が雇用を進めるだろうが、形だけのものにならないかという問題がある。本人も充実した継続した雇用になっているかという内容を考えた事業展開を、雇用・就労について考えていかねばならないと提起いただいた。

## 副会長

今日、話が重なった部分は、障害者を一人の人間として捉えるときに一番抜けているのが、すべて自分で表現できる人は問題ないが、家族が一生ついていなければならない、親が決めていくしかないという人をどうするかということ将来にわたって考えなければならないことである。

そうでなければ、本人中心主義と言っても、その人のことを誰が伝えるのか、どう生きるべきかということみんなの中で決めていく、だから地域なのだということだろうが、全てがそういう考えで行くのだという大きなテーマがある。こども未来センターのある部分の最大の要素は、障害があるかどうか分からない子供を見ていくときに障害児の母親となった保護者と一緒になって勉強する、母親も地域も一緒に勉強する中で、子供にとってどういう福祉がほしいかということ本人の代弁者として保護者が言えるような状況を考えてほしいと思う。その世代が困っていることについて、将来どうなるか。そう考えていかなければ、障害とはどういうことかが自分のことしか考えない人が増えてくると他の人のことが分からなくなる。いろんな障害を知ってもらうためにも客観的に見られるところがほしい。不足しているのは、原点となるポジションをきちんと書いてくれなければわからない。補助金を出すということを書けばみな喜ぶだろうが、グループホームはなぜ必要かということを書いてほしい。具体的なことを書いてほしい。地域で住む家を地域で確保する。人・もの・金を確保することで、NPOなどと一緒に声を掛ければやっていけると思う。スプリンクラーひとつで悩んでいるNPOがたくさんあるのでお願いしたい。私は役割の中で保護者、家族についてこの計画の中で具体的に展開しなければ、どうしていいかが見えなくなっていくと思う。

会長

最後に局長から一言いただきたい。

健康福祉局長

本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただき感謝する。次回は11月を予定しており、そこでは計画素案を提示する予定である。本日のご意見はしっかり検討して計画素案に反映できるよう進めたいので、引き続きよろしく願います。本日は熱心なご論議をありがとうございました。

事務局

本日は貴重なご意見を感謝する。次回は11月を予定している。日程調整をよろしく願います。正式な日時等については2か月前には確定し、ご連絡する。以上を持って策定委員会を閉会する。

以上。